

平成 14 年 7 月 18 日

千代田区議会議長  
満処 昭一 殿

千代田区政務調査研究費  
交付額等審査会会長 岡本 光雄

平成 14 年度千代田区議会政務調査研究費交付額の答申

平成 14 年 3 月 13 日付諮第 1 号をもって、当審査会に意見を求められた標記について、別添のとおり答申します。

# 答 申

## はじめに

千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会は、本年3月13日の初会合において、千代田区議会議長から、「千代田区議会政務調査研究費交付額について」調査審議を行うべき旨の諮問を受けた。

千代田区議会では、議会運営の透明性を高め、議会及び議員の活動を住民にわかりやすいものにするため、従来から積極的に情報公開に取り組んでおり、政務調査研究費についても四半期（3ヶ月）ごとに「使途明細報告書」をホームページに掲載し、公開しているところである。

当審査会は、さらにこのような情報公開の実を挙げ、千代田区議会の一層の活性化を図る観点から、各会派に支給されている政務調査研究費について、あくまで「区民の視点」を念頭に置いて調査審議を行ってきた。

この審議方針を踏まえ、初会合以来延べ8回の会議を開催し、この間、政務調査研究費の制度的位置付け、運用の実態等を可能な限り正確に把握すべく、各種資料の分析・検討はもとより、各会派の代表、経理責任者をはじめ、議長・副議長、議会事務局から政務調査研究費に関する意見を聴取してきた。

今回、平成14年度分千代田区議会政務調査研究費について一応の結論を得たので、ここに報告書を取りまとめ、千代田区議会議長に答申するものである。

## 第1 政務調査研究費についての基本的な考え方

### 1 政務調査研究費とは

地方分権推進委員会がその中間報告において、地方議会の活性化を勧告して既に5年、地方分権一括法が施行されてから2年が経った。これ

ら分権改革によって、地方議会は条例制定権、検査、調査権等の拡大に伴い、その役割と責任は格段に大きくなり、議会本来の機能である代表機能、行政監督機能、立法機能をより発揮していくことが強く求められている。

このような流れの中で、平成12年5月、第147回通常国会において、地方自治法の一部が改正され、第100条第13項に、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を支給することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定された。

従来、いわゆる政務調査交付金として支給されていた政務調査研究費は、地方自治法第232条の2の規定に基づき長の判断により交付され、その手続きは、長の定める補助金等交付規則を適用し、各種団体に対する補助金と同様の手続きにより交付されてきたところであるが、この法改正により、従来の補助金的性格を持っていたいわゆる会派交付金については、平成13年4月1日の法施行日以降は条例に規定することが必要となった。

千代田区議会においても、「千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例」（平成13年3月26日 条例第1号）を制定し、同年4月1日から施行しているところである。

この条例中、第2条第2項において、「政務調査研究費」とは、議員が会派又は会派の一員として活動する場合の調査研究費に要する経費をいう、と規定している。

このように地方自治法及び千代田区条例においては、こと細かな用途についての明文規定を設けていないので、調査研究に資する経費という名目が付けば、私的な用途に使わない限り、広く自由に使える公費である、という理解の仕方ができなくはない。しかし、議会がその機能を適切に発揮してゆくために、会派又は議員の政務調査活動の一部に支給される公金であることにかんがみ、およそ議会の役割と全く無関係な内容

の政務調査活動に支出することはあり得ない。また、議員報酬、費用弁償でもない。

千代田区議会も他の多くの地方議会同様、独自の判断で「政務調査研究費使途基準」を定めており（同条例施行規則第5条）、それは自らを律するという視点から積極的に評価できる部分もあるが、さらに区民の視点から見た場合、この使途基準そのものに問題はないか、その運用において改善すべき点はないか、検討すべき問題が多々あると考える。

そこで、当審査会としては、委員の一人一人が「政務調査研究費とは何か」という基本的な問いを常に意識しながら、具体的に支出された個々のケースについて各会派の報告書をもとに分析し、意見交換の中でそのイメージを作り上げていくこととなった。

ところで、今回の法制化に伴う各地方自治体の条例制定に当たって、地方議会三団体（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）から、政務調査費の交付に関する条例や規則等の例が示され、多くの地方議会では、これらを参考に条例等を制定したものと見られるが、これらの参考条例に比べ、千代田区の条例において特徴的なことは、この政務調査研究費の「申請」（第1条）、「交付決定」（第8条）、「交付」（第9条）、「返還」（第9条、15条）、「収支報告」（第14条）、「交付額の見直し」（第16条）は、すべて「議長」に対して、あるいは「議長」が行うことになっている。

つまり議会の会派又は議員活動に係る経費の取扱いについて、議会がまさに自己決定、自己責任の原則に基づいて対応することを強く自覚した条例になっている。その点、政務調査研究費の運用等における議長の役割と責任は重いものと言える。

## 2 「使途基準」の考え方

「政務調査研究費」そのものが、どのようなものであるか、あるいは議会や議員活動の実態について、必ずしも多くの区民の知るところとなっていない状況の中で、政務調査研究費について考えるとき、一番の関心事は、何に使われているか、という「使途」であろう。これを大枠で規定しているのが「使途基準」であるが、当審査会としては、これを踏

まえつつもこの「使途基準」そのものについても検討を加え、あくまで区民の視点に立って、政務調査研究費の使途は、

「政務調査研究費」の目的に合ったものであるか

情報公開に耐え得るものであるか

区民が納得できるものであるか

という基準に則すべきであるという点で意見の一致をみた。

以下、これらの基準に照らして、各会派の報告書について検討を行った。

## 第2 政務調査研究費の使用実態

### 1 交付額

各会派とも条例で規定されている政務調査研究費の全額の交付を受け、使用している。その年額は4320万円（15万円×12月×24人）であった。

千代田区議会では、使途基準については、試行しながら随時改善していくこととしていることから、当面は条例ではなく施行規則に規定している。

### 2 使途基準

政務調査研究費は「千代田区議会議員の調査研究の推進を図るため、その必要な経費の一部」として会派に交付されるものである（条例1条）。使途の具体的な基準は条例とは「別に定める政務調査研究費使途基準」によるべきものとされている（13条）。そして条例施行規則5条に定める「別表」で定めている。

区分は、人件費・会議費・調査研究費・研修費・通信費・交通費・印刷費・消耗品費・資料購入費・レンタル及びリース代・その他経費となっており、各区分ごとに使途内容を説明している。

### 3 議長への報告

各会派は、条例の規定で3ヶ月ごとに領収証（原本）をつけて報告することになっているので、議員及び会派にとっては負担かもしれないが、住民の立場からするとリアルタイムに近い時点で支出状況を知ることが

できる点で合理的である。

各会派は、基本的に上記区分に従って伝票や領収書を整理して、議長に原本を提出しており、概ね見やすい体裁になっている。

#### 4 人件費

使途基準によれば、「会派の事務員やアルバイト等に支払う人的経費」となっている。人件費が他の使途に比べて高い割合を占める会派が2つあった。

#### 5 会議費

使途基準によれば、「会派の会議や外部との会議に必要な経費や会費。会場費は実費だが、飲食等の経費は1人5千円を目途とする。また、例外についてはその事情を付記しておく」となっている。

使用額中、会議費の割合が最も多い会派が3つあった。その実態は領収証を見た限りでは、会食を伴うものが多くを占めていたが、会議の目的・内容については不明なものが多かった。

また、会議費が多い会派では会費の支出も多くなっている。町内会の参加費や政党支部パーティ参加費も含まれていた。

#### 6 調査研究費

使途基準によれば、「会派又は会派の一員として調査活動を行うための経費。協力者への謝礼や視察に関する経費」となっている。条例の趣旨からすればこの項目への支出が最も多くなると考えられるが、実際はそうではなかった。

最も多く支出している会派でも交付総額の約16%、最も少なかった会派は4500円(約0.08%)だった。月々の支出が0円になっている会派が多かった。

調査研究費として提出されている領収証を見ると、飲食費に充てている会派があった。

#### 7 研修費

使途基準によれば、「会派又は会派の一員として研修を受ける場合の会費や、講師への謝礼等に関する経費」となっている。条例の趣旨からすればこの項目への支出も多くなると考えられるが、実際は違っていた。

6と同様の傾向があり、1年間で0円という会派、5250円という

会派があった。月々の支出が0円になっている会派が多かった。

## 8 交通費

使途基準によれば、「会派の用務のための交通実費に関する経費」となっていた。

タクシー代が多かった。メトロカード，イオカード，パスネットなど公共交通機関のカードの購入もあった。

## 9 資料購入費

使途基準によれば，「新聞代，書籍購入等諸資料購入に関する経費」となっていた。

買った本のタイトルがわからないものがあった。「カレンダー」「文庫本」「専門辞書」を購入している会派があった。自分の所属する政党機関紙の購入に充てていた会派もあった。

# 第3 問題点及び改善の方向

## 1 使途基準の立て方の問題

第2で個々の区分について検討してきたが，そこで問題として指摘したことは直ちに会派の支出に問題があるということではない。

調査研究費及び研修費に関する支出の割合が各会派とも極めて少ないが、このことから直ちに調査研究や研修に不熱心だと結論づけることはできない。区分の仕方にも問題があると考えられる。

「調査研究」を具体的にイメージした場合、まず書籍を購入して研究し、専門家を招いて学習会を開き、調査のために現地を視察し、報告書作成・印刷して配布するという経過を辿ったとすると、書籍の購入は資料購入費、専門家を招いての学習会は通信費と会議費（会場費）と交通費、現地視察は交通費とレンタルリース料と資料購入費と人件費、報告書の印刷は印刷費、というように分解できるので、「調査研究費」という区分は必要ないのではないかという疑問が生じる。研修費についても同様の検討が必要である。

千代田区の条例では、報告書と領収証を議長に提出することになっている。議長への提出が形式的にならないようにするためには、議員にとっても議長にとっても使途基準が明確であることが望ましい。

この点、明確な禁止項目を規定するという方法を採用している自治体もある。

千代田区議会においても、今年4月から新たに「使用不可内容」を明記するようになった。会議費については「目的のない単純な食事会」、調査研究・研修費については「政党内部だけの研修や献金パーティ」、資料購入費については「自宅で購読している新聞及び所属している政党の新聞」などを明記している。

さらに「注意事項」も明記することとし、会議費については「参加人数や会議内容を記述しておく」、調査研究・研修費については「研修や情報収集の概要を記述しておく」、交通費については「乗降地や使用目的をできるだけ記述する」など、改善されている。

## 2 人件費

議員の調査研究のために交付されるものであるから、特定の調査研究のためにアルバイトを雇うような場合が想定されているのであって、日常的な事務処理のために人を雇う人件費とは明確に区分しなければならない。使途基準そのものの改善も必要である。

## 3 飲食費、会費

「会議費」から多額の飲食費と会費・参加費が支出されている。「会議費」というイメージからかけ離れた支出だと言わざるを得ない。議員同士の飲食は議員の自覚によって減らして行くことができるであろうが、住民を交えての飲食や会費については政務調査研究費から支出しない会派、議員でも、個人収入などから支出していることが多い。そこには、飲食費、会費・参加費を議員も負担することを当然視する習慣があることは事実である。

しかし、翻って考えてみると、議員は住民の代表として政治活動を行っているのであるから、むしろ、住民は議員の政治活動に協力することはあるとしても、議員になるべく経済的負担をかけないように心がけてゆくべきではないだろうか。そのように考えると、飲食費や会費・参加費などを公費で支出することは勿論、議員が私費で支出することも、今後改善の余地がある。この点、住民の意識改革も強く望まれるところである。



#### 4 資料購入費

書籍はあくまで政務調査研究に必要なものに限られる。どのような書籍を購入したかが不明なもの、政務調査研究との関連性が不明なもの（「文庫本」「専門辞書」）、政務調査研究には関係ないのではないかとと思われるもの（「カレンダー」）については、条例の趣旨に即しているかどうか検討が必要である。

#### 5 タクシー代、フィルム代

タクシー代は、どこからどこまでの移動かが不明のものが多く、目的も不明であった。フィルム代も用途が不明だった。どちらも私用があり得るので、私用ではないことをはっきりさせておく必要がある。

#### 6 「その他」

「その他」という区分は、他の区分に含まれないが政務調査研究費として支出したい場合を予想して規定したものであるが、「その他」という区分を作ってしまうと何でも政務調査研究費を充てることができてしまう可能性があり、用途を限定するために用途基準を設けた意味が失われてしまう。

従来の区分には当てはまらず、しかし政務調査研究費として支出することが妥当とされる支出項目が出てきたときには、その時点で新たな区分として付け加えることを検討すればよく、それで著しい支障が生じることはないのではなかろうか。

#### 7 報告書の書式

個々の支出について項目・金額などを明らかにしても、個々の支出の適正を的確に判断することはできない。各支出の相互関係が判らないからである。

政務調査研究費の場合、1議員につき月額15万円という上限が決まっており、重要なことはその金銭が有効に使われることであり、そのことが住民の立場から判断しやすいことである。そうであれば、各区分の支出状況はあまり意味を持たず、どのような政務調査研究にどのように金銭が使われたかということが判るような書式がよいということになる。

その結果、1枚の報告書に区分の異なる支出が説明されることになり、これを裏付ける領収証等が添付されることで、かなり判りやすい報告書になるはずである。別添、(参考) 千代田区議会政務調査研究費用途報

告書 -

## 8 交付金額

今回の「報告書」に基づいて、限られた期間の調査では、一議員当たり月額15万円が妥当か否かを判断することは困難であったと言わざるを得ない。中には、制度の趣旨に則していないと思われる支出も見受けられたが、今後、各会派が本来の政務調査活動を活発に行うために、さらに工夫・改善を重ねてゆくことを期待したい。

## おわりに

分権改革は、地方自治体の最終意思決定を担う地方議会のあり方に大きな変化をもたらした。

地方議会をより活性化することにより、議会を住民のより身近なものとし、その意思決定が住民参加のもと、あらたな街づくりに寄与することが強く求められている。

そのためには、地域で生起するさまざまな問題を住民・議会・執行部が共有し、それぞれの立場で大いに論議して、より良き解決策を見出し、てゆくことが重要である。

政務調査研究費は、議員及び会派が、地域の問題をどう捉え、どう取り組んでいるかの日々の活動を支援するものでもあり、その報告書は、活動の記録でもある。

従来、ともすればよくわからないと言われてきた会派、議員活動の一端を、この報告書を公開することによって、広く住民に説明し、結果として評価されることによって、制度、ひいては、会派、議員の政務調査活動をより高いレベルへ進化させてゆくことが可能となる。

また、本年4月からは、地方自治法第100条第12項が新設され、「議員派遣」制度がスタートした。従来の会派、議員活動がその目的・内容等によっては議会として対応すべき事柄も多々ある。たとえば、各種の研修会、セミナー、会合等、会派や議員個人レベルの対応から、議会として対応し得るものもあり、今後検討の余地は大きい。

政務調査費が法制化されて1年余、その初年度のわずか1年間の千代田区議会「平成13年度政務調査研究費報告書」のみをもって、各会派の政務調査活動のすべてを評価するなどでき得べきもないが、少なくとも

も四半期毎に日々改善されている成果を見るにつけ、今後に期待をつなぎたい。